

奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の予防・まん延防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は民間の事業者に対し、防災・減災設備の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙以下「実施要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知別紙）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村等又は民間の事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(ア) 対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第6項第1号に規定する避難が困難な要介護者という。）を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- a 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- b 定員30人以上の有料老人ホーム
- c 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

(イ) 対象事業

- a 延べ床面積1,000㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業（スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。）
- b 延べ床面積300㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業
- c 延べ床面積500㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

(ア) 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

- a 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- c 定員 30 人以上の介護医療院
- d 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- e 定員 30 人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

ウ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

(ア) 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において防災・減災等事業支援特例交付金を充てて第3条エ、オ及びキに定める事業（以下「国土強靱化対策事業」という。）を実施するもの

- a 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- c 定員 30 人以上の介護医療院
- d 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- e 定員 30 人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- c 定員 30 人以上の介護医療院
- d 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- e 定員 30 人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

- a 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
- b 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 3 日間（72 時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

オ 高齢者施設等の水害対策強化事業

(ア) 対象施設

(イ)の対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- a 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- c 定員 30 人以上の介護医療院
- d 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- e 定員 30 人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象地域

- a 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域
- b 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条により指定された土砂災害特別警戒区域
- c 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- d 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- e 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域（同法第 14 条により指定された洪水浸水想定区域及び同法第 14 条の 2 により指定された雨水出水浸水想定区域をいう。）
- f その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条により作成された地域防災計画等で定める区域

(ウ) 対象事業

高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後 17 年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ 2 階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修 ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸

	<p>水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
<p>浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

カ 高齢者施設等の給水設備整備事業

(ア) 対象施設

- 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- 定員 30 人以上の介護医療院
- 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- 定員 30 人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

なお、給水設備の設置場所については、浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

(ア) 対象施設

- 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- 定員 30 人以上の介護医療院
- 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- 定員 30 人以上の養護老人ホーム
- 定員 30 人以上の有料老人ホーム

- g 定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- h 通所介護事業所
- i 老人福祉センター（特A型・A型・B型）
- j 老人福祉施設付設作業所
- k 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- l 在宅複合型施設

(イ) 対象事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

ク 高齢者施設等の換気設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- b 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- c 定員 30 人以上の介護医療院
- d 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
- e 定員 30 人以上の養護老人ホーム
- f 定員 30 人以上の有料老人ホーム
- g 定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）

(イ) 対象事業

高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第6欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の第7欄に定める額（ただし、予算の範囲内の額）とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（別紙1）

- (2) 収入・支出予算書（見込書）抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 知事は、前条の補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上（補助事業者が民間事業者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）の別表に掲げる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上（補助事業者が民間事業者の場合は 30 万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅

い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 前号までによる条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない経費配分の20パーセント以下の軽微な変更については、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金事業実績報告書（第 6 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書（別紙 2）
- (2) 収入・支出決算書（見込書）抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業が翌年度にわたるときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金年度終了実績報告書（第 7 号様式）に、年度終了実績内訳書（別紙 3）を添えて、翌年度の 4 月 10 日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第 14 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 10 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 7 条の規定により知事が付した条件に違反したとき。
 - (2) 第 9 条の規定に違反したとき。
 - (3) 第 11 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じた得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了

日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上(補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上)の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)の別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、前条第1項に規定する財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行し、令和元年12月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年10月22日から施行し、同年10月16日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和2年1月30日以降に県が国に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議(以下「補助協議」という。)を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年11月29日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和3年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月10日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和4年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表は、令和5年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表は、令和7年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

(別記)

大規模修繕等支援事業における内容について

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業等については、次の区分ごとの内容とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	奈良県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

別表

1事業区分	2対象施設	3基準額	4単位	5補助率	6対象経費	7交付の基準
ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の有料老人ホーム 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所 	スプリンクラー設備 延べ床面積1,000㎡未満の場合 9,710円の範囲内で知事が認めた額 延べ床面積1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を併せて設置する場合 9,710円の範囲内で知事が認めた額/1㎡と、2,440千円の範囲内で知事が認めた額の合計額 延べ床面積300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を設置する場合 1,080千円の範囲内で知事が認めた額 延べ床面積500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する場合 325千円の範囲内で知事が認めた額	整備対象面積(㎡) 対象施設ごと 施設数	10/10	防災・減災等事業の整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を除く。)を控除した額とし、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を控除。)を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。
イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 	61,600千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	3/4		
ウ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 	29,260千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	2/3		
エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 	知事が認めた額	施設数	3/4		
オ 高齢者施設等の水害対策強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 	知事が認めた額	施設数	3/4		
カ 高齢者施設等の給水設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 	知事が認めた額	施設数	3/4		
キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 定員30人以上の有料老人ホーム 定員30人以上の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。) 通所介護事業所 老人福祉センター(特A型・A型・B型) 老人福祉施設付設作業所 老人介護支援センター(在宅介護支援センター) 在宅複合型施設 	知事が認めた額	施設数	3/4		
ク 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の経費老人ホーム(ケアハウス・A型) 定員30人以上の養護老人ホーム 定員30人以上の有料老人ホーム 定員30人以上の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。) 	改修部分の延べ床面積×4千円の範囲内で知事が認めた額	整備対象面積(㎡)	10/10		

注1) 第4欄の整備対象面積について

- ・アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。
- ・クの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

注2) 下限額について

・下表左欄の事業について、第6欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第3欄の基準額は0円として取り扱うものとする。

ウ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(※燃料タンクを整備する場合)	5,000千円
オ 高齢者施設等の給水設備整備事業	0千円
	5,000千円